

令和4年6月1日より前にマイクロチップを装着し、AIPOに登録している方へ

環境大臣の登録は義務ではありません

AIPOの登録でも、これまでに引き続き、動物愛護センター、保健所、警察、動物病院等で保護された際には検索され、登録されている飼い主に連絡されます。

住所等の変更がありましたらAIPOの登録サイトで手続きをしてください。

日本獣医師会マイクロチップ登録申請システム



<https://www.aipo.jp/apply/>

環境大臣の登録も受けられます

環境大臣の登録を希望すれば受けることができます。

装着が確認できる書類を用いて環境大臣の登録サイトでオンラインで登録するか、移行登録として登録情報をExcelデータにて作成して日本獣医師会にお送りください。（オンライン登録の手数料は400円・即日登録、移行登録の手数料は無料・登録期間は10日程度）



←登録サイト



移行登録→

環境大臣の登録サイト：<https://reg.mc.env.go.jp/>

移行登録の方法（よくある質問Q30）：<https://reg.mc.env.go.jp/owner/faq>

市区町村での、狂犬病予防法に基づく犬の登録は必要です

登録が済んでいない方は、市区町村の窓口で登録し、鑑札の交付を受けてください。

ただし、狂犬病予防法の特例制度に参加している自治体にお住まいの方は、環境大臣のマイクロチップ登録を受けることで、犬の登録の申請とみなされ、マイクロチップが鑑札とみなされるため、窓口で登録して鑑札の交付を受ける手間が省略されます。（犬の登録手数料の取扱いは市区町村によって異なります。90日齢未満の場合には91日齢に達した翌日に適用されます。）

AIPOの登録だけでは、情報は自治体には通知されず、犬の登録の申請とはみなされませんのでご注意ください。

特例制度参加自治体に犬の登録が済んでいて、環境大臣のマイクロチップ登録を受けた場合、発行済みの鑑札を自治体に返納してください。

特例制度に参加している市区町村はこちらの「狂犬病予防法の特例制度に参加する市区町村一覧」から確認できます。参加自治体一覧→



狂犬病予防法の特例制度に参加していない自治体にお住まいの方は、マイクロチップの登録と犬の登録に関連はありません。

すでに自治体に登録をしている方で、AIPOの登録のみを受けている方は、新たな手続は必要ありません。

本件に関するお問合せ窓口：日本獣医師会マイクロチップ登録窓口

03-3475-1695（ガイダンスが流れますので内線9番を押してください）

公益社団法人日本獣医師会 〒107-0062 東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル西館23階

